

(保 219)

令和元年12月26日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松本吉郎  
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その19）」の送付について

平成30年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、平成30年3月6日付日医発第1125号（保212）「平成30年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成30年度診療報酬改定に関するQ&A「疑義解釈資料の送付について（その19）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

**【添付資料】**

疑義解釈資料の送付について（その19）

（令和元年.12.26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡  
令和元年 12 月 26 日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 19）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）等により、平成 30 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

【薬剤服用歴管理指導料】

問1 国家戦略特区における国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業（以下「遠隔服薬指導」という。）として、特区内の薬局がテレビ電話装置等を用いた服薬指導を行った場合、薬剤服用歴管理指導料を算定できるか。

（答）患者に対面での服薬指導を行った薬局が引き続き当該患者に遠隔服薬指導を行い、以下に示す場合において、それぞれの要件をすべて満たす場合は、暫定的な措置として、薬剤服用歴管理指導料を算定してよい。

（1）厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）第三十一条第一号に該当する場合（特区における離島・へき地）

- ①薬剤服用歴管理指導料に係る算定要件を満たすこと
- ②患者の手元に薬剤が届いた後にも、改めて必要な確認を行うこと
- ③「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省）を参考に情報セキュリティ対策を講じていること
- ④お薬手帳を活用していること

（2）同条第二号に該当する場合（（1）以外）

- ①薬剤服用歴管理指導料に係る算定要件を満たすこと
- ②患者の手元に薬剤が届いた後にも、改めて必要な確認を行うこと
- ③「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省）を参考に情報セキュリティ対策を講じていること
- ④お薬手帳を活用していること
- ⑤同条第二号ロに規定する服薬指導計画（以下「服薬指導計画」という。）に基づき実施すること
- ⑥服薬指導計画で定める取り扱う薬剤の種類及び遠隔服薬指導と対面による服薬指導の組合せに関する事項（頻度やタイミング等）については、患者のオンライン診療の利用状況にあわせて必要な見直しを行うこと  
なお、本事務連絡の発出に伴い、「疑義解釈資料の送付について（その6）」（平成30年7月20日付け事務連絡）別添2の問2は廃止する。